

議員提出議案第 2 号

渋川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 8 年 3 月 24 日

渋川市議会議長 安 カ 川 信 之 様

提出者 議会運営委員会

委員長 田 中 猛 夫

別紙

議員提出議案第 2 号

渋川市議会委員会条例の一部を改正する条例

渋川市議会委員会条例（平成 18 年渋川市条例第 243 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中アを削り、イをアとし、同号ウ中「情報防災部」を「総合政策部」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「市民環境部」を「市民生活部」に改め、同号エを同号ウとし、同号中オからコまでをエからケまでとし、同項第 2 号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、同号ア中「産業観光部」を「商工観光部」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 農政部の所管に属する事項

第 2 条第 2 項第 3 号イ中「育都推進部」を「こども健康部」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

市の組織機構の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。